

清瀬市ホームページ広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、清瀬市有料広告掲載取扱要綱（平成21年4月16日制定。以下「要綱」という。）に基づき、清瀬市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）内の広告掲載の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 市報に掲載する広告は、行政の広報媒体として品位、公共性及び公益性を保つもので、市民に不利益を与えないものとし、要綱第3条に該当しないものとする。

2 前項の規定は、掲載の決定を受けた広告からのリンク先として、当該広告の所有者（以下「広告主」という。）が指定したホームページ及び広告主のホームページの中でリンクを張っているホームページ等の内容についても、広告とみなして適用する。

(広告掲載の位置)

第3条 広告の掲載位置は、市が指定した場所とする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、別表第1のとおりとする。

(広告のデザイン)

第5条 広告のデザイン及び色彩などは、障害者の利用に配慮し、かつ、市ホームページのイメージを損なうことのないよう、広告主と調整してから掲載するものとする。

(広告の掲載枠数)

第6条 広告の掲載枠数は、市が各画面に設けた枠数とする。

(広告の掲載順位)

第7条 掲載する広告の種類及び順位は、次のとおりとする。なお、同一の掲載順位のものの中では、掲載希望月数の多いものを優先し、さらに月数が同じ場合は申込順とする。

(1) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人及びこれに類するもの

(2) 私企業のうち、公共的性格のある企業で、市内に事業所等を有するもの

(3) (1) 及び (2) に掲げるもの以外の私企業及び自営業のうち市内に事業所等を有するか清瀬市の公共事業を請け負っているもの

(4) その他、掲載する広告として適当であると市長が認めるもの

(広告枠の売り渡し)

第8条 市長は、要綱第15条の規定に基づき、広告代理店その他の事業者（以下「広告取扱事業者」という。）に対し、広告枠を一括して売り渡す契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

2 前項に規定する契約は、原則として単年度契約とする。

(広告の募集)

第9条 前条に規定する一括売り渡しを受けた広告取扱事業者（以下「契約事業者」という。）は、市との契約締結後、広告を募集するものとする。

2 市長は、前項の募集にあたり市報きよせ及び市ホームページ等で公募するものとする。

(広告の申込み及び決定)

第10条 契約事業者は、広告主から広告の掲載依頼を受けた時は、広告の内容、デザイン等について、法令、要綱、本取扱基準（以下「基準」という。）等に基づき、事前審査を行うこととし、修正等の必要性がある場合は、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

2 契約事業者は、前項の事前審査の結果、法令、要綱、基準等に適合していると判断した時は、清瀬市ホームページ有料広告掲載申込書に掲載しようとする広告原稿を添え、市長へ申込むものとする。

3 市長は、前項の申込みを受理した時は、広告の内容、デザイン等について法令、要綱、基準等に基づき、広告の内容を審査し、掲載の可否を決定するものとする。この場合において、広告の内容、デザイン等が法令等に違反している時、若しくはそのおそれがある時、又は要綱、基準等に抵触していると判断した時は、広告主に対して広告の内容、デザイン等の変更を求めることができる。

4 市長は、広告掲載可否の決定をした時は、契約事業者に対し、清瀬市有料広告掲載（非掲載）決定通知書により、その旨を通知するものとする。

(広告の掲載料)

第11条 契約事業者が市へ納付する広告掲載料は、市と契約事業者で別途契約する額とする。

2 広告掲載料の納付時期は、市と契約事業者で別途契約する納付時期とする。

(広告の掲載期間)

第12条 広告の掲載期間は、月の初日から末日までの1か月を単位とし、最長12か月とする。

(広告掲載の取り消し)

第13条 市長は、市ホームページへのバナー広告の掲載が適当でないと判断した時は、要綱第10条の規定に基づき、広告の掲載を取り消すことができる。

2 市は、前項の規定による取り消し等により広告主が受けた損害については、その賠償の責を負わない。

(広告内容の変更及び掲載の中止)

第14条 契約事業者は、広告内容の変更または取り下げがある時には、清瀬市ホームページ有料広告掲載内容変更・掲載中止届により、速やかに市長に届け出なければな

らない。

(責務)

第15条 契約事業者は、掲載した広告の内容に関し、一切の責任を負うものとする。

(広告掲載料の還付)

第16条 広告の掲載期間中、市の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じた場合は、その閉鎖時間に応じ、日割または時間割計算により算出した金額を還付する。ただし、天災、事変その他の非常事態の発生、機器等の保守又は工事及び回線の故障、その他やむを得ない事由による運営の停止等の場合は除く。

(様式)

第17条 この基準の施行について必要な書類及び帳簿等の様式は、市長が別に定める。

(その他)

第18条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成22年2月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

この改正は、施行の日以後に申し込まれるバナー広告について適用し、施行の日以前に申し込まれるバナー広告については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

- （1）天地60ピクセル
- （2）左右150ピクセル
- （3）200KB以内
- （4）GIF形式（アニメーション可）
- （5）利用者が、市ホームページの一部であるかのように誤認するおそれがないもの